

令和〇年△月×日

(あて先)
京都市公営企業管理者上下水道局長

「水道使用水量のお知らせ」裏面広告掲載契約申込書

令和7年度の「水道使用水量のお知らせ」裏面広告について、申込書裏面を確認のうえ、必要な添付書類を添えて、以下のとおり掲載を申し込みます。

なお、京都市税、水道料金及び下水道使用料の滞納はありません。

- 以下の太枠内を記入してください。

広告掲載申込者	住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	〒601 - 8116 京都府京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3	
	ふりがな 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	かぶしがいいしやすいどう こうぎょう 株式会社 水道すみと工業 すいどう たろう 代表取締役 水道 太郎	
	担当者	ふりがな 氏 名	すいどう 水道 ひかり
		電話番号	075-672-7710
		FAX 番号	075-682-2454
		E メール	s.koukoku @ suido.city.kyoto.lg.jp
掲載を希望する 広告の概要		自社広告 (例：自社広告、〇〇に関する広告 等)	

- 最低予定価格（900,000円（税込））以上で、希望掲載金額（税込）を記入してください。

掲載期		希望掲載金額(税込)
第1期 ～ 第6期 第1期：令和7年 4月－ 5月 第2期：令和7年 6月－ 7月 第3期：令和7年 8月－ 9月 第4期：令和7年10月－11月 第5期：令和7年12月－令和8年 1月 第6期：令和8年 2月－ 3月		●●●,●●●円
「バナー広告お試し掲載」について	当該裏面広告の掲載が初めてであり、 クを入れてください。 ☐ 「バナー広告お試し掲載」を希望します。 (※掲載月については、当該裏面広告掲載の決定後、別途調整させていただきます。)	

最低予定価格(900,000円(税込))
以上で、希望掲載金額(税込)を記入
してください。

※裏面に続きます。

● 以下を御確認いただき、内容を御理解いただいたうえでチェックを記入してください。

☒	京都市上下水道局広告事業実施要綱、京都市上下水道局広告掲載基準及び「水道使用水量のお知らせ」裏面広告募集要領を遵守すること。
☒	広告掲載料は、上下水道局が発行する納入通知書にて、指定された納入期限までに一括納付すること。
☒	広告原稿は広告主が作成し、その費用は広告主が負担する。また、広告原稿は上下水道局が指定する期日までに提出すること。
☒	広告原稿の内容等が法令又はこの契約に違反し、又は違反の恐れがあると判断したとき、又は広告の掲載を行うことを適切でないと判断すべき相当の理由があるときは、上下水道局から広告主に対し、広告の是正を求める場合があり、是正を求められた場合は、指示に従うこと。
	以下の場合において、上下水道局はこの契約を解除できること。 ① 上下水道局の指定する納入期限までに広告掲載料の納付がないとき。 ② 上下水道局の指定する期限までに広告原稿の提出がないとき。 ③ 上下水道局が求める広告の是正を行わなかったとき。 ④ 広告主が上下水道局の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。 ☒ ⑤ 広告主の経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。 ⑥ 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。 ⑦ その他、広告主が広告の掲載を行うことを適切でないと上下水道局が判断すべき相当の理由があり、その改善を広告主に求めても、改善がなされないとき。
☒	前述の場合により契約を解除したことに起因して、広告主に損害が生じたとしても、上下水道局はその損害を賠償しないこと。
☒	天災等の上下水道局の責によらない事由により、広告掲載が不能となった場合は、広告掲載料を返還しない。ただし、上下水道局の責により広告掲載が不能となった場合は、この限りではない。その場合の上下水道局の補償については、掲載期間の日数で広告掲載料を除し、それに掲載不能となった日数を乗じた金額を上限とすること。
☒	広告主は、広告に関する一切の責任を負う。また、広告が第三者の権利を侵害するものでないことを上下水道局に対し保証すること。
☒	第三者から広告について苦情及び損害賠償請求等があったときは、広告主が自己の責任及び負担において誠実に対応し解決を図ること。